

INTERVIEW //

長岡 隆

IFIAR前議長に聞く



IFIARの取組み/サステナビリティ保証/監査のAI活用

公認会計士や監査法人等を監督する世界各国の規制当局で構成される監査監督機関国際フォーラム(International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR)。本誌は、アジアで初めてIFIAR議長を務め、2025年4月に退任した長岡隆氏(公認会計士・監査審査会(審査会)事務局長)にインタビューを実施した。議長としての取組みの成果のほか、サステナビリティ情報の保証や監査のAI活用、国内の動向など話を聞いた(編注: 所属・役職等は6月末時点)。

1. IFIARの活動と成果

——まずはIFIARの役割と活動について教えてください。

IFIARは、各国の独立した監査監督当局が連携する場として、2006年に設立された国際機関です。企業活動がグローバル化する中、資本市場の信頼性を担保するには、グローバルに一貫して高品質な監査を確保することが重要です。このため、IFIARでは、ワークショップやウェビナーなど様々なチャネルを通じて監査監督に係る知見や実務経験を共有し、メンバー当局の能力向上を図るとともに、監査法人のガバナンスや監査の魅力向上、監査を巡る新規課題等について議論を行い、問題意識を高めています。

また、グローバルネットワークの経営陣等と定期的に対話を行い、監査業界に質の高い監査の実施を促すこともIFIARの重要な役割です。

IFIARは事務局を日本に設置する唯一の金融系国際機関です。IFIARのグローバルな監査品

質への貢献は、国際社会における日本のプレゼンスの向上にも繋がると考えています。

——アジア初の議長を2年間務められました。任期中どのようなことに取り組みましたか。

アジア初の議長として、IFIARをグローバルに包摂性が高い国際機関に成長させるべく、非欧米圏の当局も議論に能動的に参加・貢献でき、加盟意義を感じてもらえる環境作りに努めました。

また、IFIARの国際機関としての存在意義を高めるべく、市場関係者に有益な情報を発信できるよう、活動を主導しました。IFIARは、基準設定主体ではありませんし、各国当局により検査の方法や課題に対する対応策も異なり、組織として統一的な見解を取りまとめる難しさがあります。そうした中でも、メンバー当局の意見の共通項を見出し、サステナビリティ情報の保証やプライベートエクイティの監査法人への投資に係るステートメントを公表するなど、グローバルな監査監督当局の集合体としての問題

意識を積極的に発信しました。

——昨年の2024年4月には大阪で本会合も開催されました。

IFIAR関連会議の大阪開催は初でしたが、IFIAR戦略企画室主導の運営の下、成功裡に終わりました。議論の内容としては、例えば、環境が変化する中、監査法人等の態様に即した実効的なガバナンス体制の構築及び運用は、監査の品質を維持・向上するための鍵である点が改めて確認されました。

この毎年開催される本会合は、メンバー当局に加え、グローバルネットワークの経営陣や、オブザーバーとして参加するIOSCO(証券監督者国際機構)やFSB(金融安定理事会)など資本市場に係る国際機関が一堂に会する機会です。昨年は、その機会を利用して、同地で民間団体も関連分野での国際会議等を開催するなど、国内関係者が国際的なネットワークを広める機会を提供できたと思います。

海外からの参加者には、会議の中身の充実に加え、質の高いおもてなしなど日本まで足を運ぶ魅力を感じてもらうこともできました。

2. 国際的な動向を踏まえた日本の戦略

——欧州ではCSRD(企業サステナビリティ報告指令)に基づくサステナビリティ保証がすでに開始されています。今後、日本でも一部の上場企業を対象に保証を義務化する方向で議論が進んでいます。現在の国内の保証制度の検討状況をどのようにご覧になっていますか。

欧州では、2024会計年度から、従業員500人超の上場企業等である大会社に対し、CSRDの適用を開始しています。一方で欧州委員会は、2025年2月に、一定規模以上の非上場企業等や上場中小企業等に対する2年間の適用時期延期など、企業の負担軽減策が盛り込まれたオム

ニバス法案を公表しました。

日本では、こうした欧州等諸外国の検討状況も参考にしつつ、プライム市場上場企業のうち、時価総額3兆円以上の先から段階的に、有価証券報告書において、SSBJ(サステナビリティ基準委員会)基準に準拠した情報開示を義務付けることとしています。また、開示基準の適用開始時期の翌年から、当該開示の一部に対して限定的保証を求める予定です。

企業の国際競争力を確保するためにも、保証制度の円滑な導入に向け、今後より議論が進展することを期待しています。

——大手グローバルネットワークを中心に財務諸表監査において生成AI等の活用・検討が進んでいます。今後、日本の監査法人は生成AI等の活用をどのように進めていくべきでしょうか。

生成AIを含むテクノロジーの活用は、大手グローバルネットワークを中心に、重要な事業戦略の一環と位置付けられ、ネットワーク共通のツールの開発や導入、その活用に係るポリシーの策定、各メンバーファームへの普及等が進められています。

日本においても、大手・準大手監査法人を中心に、所属するグローバルネットワークの方針を踏まえつつ、日本の制度・市場に即したツールの開発や導入が進められています。

生成AI等の活用は、業務の効率化やデータ分析の高度化により、監査人がより高度な評価・判断を要する業務に注力することを可能とし、監査品質の向上に資する便益をもたらす可能性があります。また、働き方が効率化し、業務のやりがいが増せば、監査業務の魅力向上にも繋がります。一方、特に生成AIについては、回答精度や出力過程の説明可能性等の課題が懸念されています。

各監査法人におかれては、これらの課題に対応するガバナンス体制の構築や人材育成・確保

に取り組みつつ、自法人の事業・投資戦略に基づき、生成AI等のテクノロジーを有効活用いただきたいと考えています。

3. 国内の規制動向と今後

——日本の監査業界の一番の課題は何だとお考えですか。

一番の課題と限定することは難しく、IFIARで議論されている様々な課題は国内にも当てはまります。例えば、中小規模監査事務所の監査品質の維持・向上は、国内でも重要な課題です。

上場会社の監査人は、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へと交代する傾向が継続しており、上場会社監査の担い手の裾野は広がっています。

また、2023年4月に導入された上場会社等監査人登録制度において、2025年5月末時点で125の上場会社等監査人が登録され、その多くは中小規模監査事務所となります。

一方、中小規模監査事務所に対する検査で、法人代表者等が監査品質の向上に向けたリーダーシップを十分に発揮していない事例など、監査品質に直接関わるような事例も散見されています。

これらの状況を踏まえて、審査会では「監査事務所等モニタリング基本方針」において、「上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重点的に実施する」こととしており、検査等を通じて監査品質の維持・向上を進めていきたいと考えています。

——監査法人のガバナンス・コードや上場会社等監査人登録制度、改訂品質管理基準の導入が完了し、今後は新制度の運用がより重要になると思います。各監査事務所には、どのようなことを期待されていますか。

いずれの制度も、監査の担い手の態勢整備に

よる監査品質向上を目指すものであり、各監査事務所には、形式的な対応にとどまらず、制度の趣旨を踏まえた実効性のある運用を行うことを期待します。

また、上場会社等監査人登録制度では、適切な業務運営体制の整備を法令上義務付けており、その具体的な内容として、登録された監査法人は、監査法人のガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実、改訂品質管理基準に基づく体制整備といった監査の品質確保に必要な対応を求められています。

当庁としては、上場会社等監査については、日本公認会計士協会と連携し、上記制度の実効性の確保を通じて、監査の担い手全体の品質向上に取り組んでいきたいと考えています。

——昨今の規制や検査の厳しさを理由に、公認会計士が財務諸表監査の現場から離れてしまうケースもあると聞きます。監査の魅力向上には何が必要でしょうか。

会計・監査の基準改正や品質管理強化により、量・質ともに監査人に求められる役割が増す中、世界的に見て、会計・監査業界への志望者や監査業務の従事者は減少しており、日本においても監査の魅力向上、監査人材の確保は、業界全体の重要な課題です。

特に監査法人においては、新規採用者の確保や離職率の低減のため、様々な取組みが行われていますが、監査の魅力向上を図るうえで重要な視点は、多様なキャリアパスや成長機会の確保、ワークライフバランス等の働き方の改善、業務を効率化するテクノロジーの活用、業務の責任に見合った報酬等だと考えています。

監査の魅力向上は組織として取り組むべき課題であり、審査会では、監査法人の経営陣との定期的な対話の場でこれらの論点についても意見交換を行っています。また、監査監督当局としても、監査の社会的な関心が高まるよう、監

査の果たす役割・意義について発信することが重要だと思っています。

4. 今後の国際的な意見発信

——議長を退任されましたが、今後はどのようにIFIARに貢献・意見発信されていきますか。

IFIAR議長職は退任しましたが、引き続き監査品質の向上に貢献することで、IFIARの活動を支援していきたいと考えています。

監査は、資本市場の信頼性を確保するうえで重要な役割を担っており、監査監督当局や監査業界だけでなく、企業や投資家、基準設定主体など、幅広い市場関係者からの信任を得てこそ、その機能が十分に発揮されます。どのような立場にいても、監査への関心や信頼が市場に浸透するよう、取り組んでいきたいと思っています。また、金融庁/審査会も、引き続き、代表理事国・事務局ホスト国として、金融を横断的に監督・規制するintegrated regulatorとしての強みを活かしつつ、IFIARの組織運営を支援し、その活動・議論を主導していくものと期待しています。

5. 質の高い監査が成長の基礎

——最後に、読者や市場関係者にメッセージをお願いします。

監査は、不正会計等、問題が生じていない平時には、必ずしも市場関係者から意識されるも

のではありません。一方、投資家が安心して投資を行えるのは、資本市場の信頼性が確保されているからであり、その実現には、質の高い監査が欠かせません。質の高い監査を基礎に、監査法人をはじめ、様々な市場参加者による市場規律が十分に機能し、マーケットガバナンスが発揮されると考えるからです。

地政学的な変化等が見られる中であっても、各市場関係者が、必要な対話・協力を行いながら、資本市場の信頼性を高めることが、持続的な経済成長の前提となるのだと思います。

——本日はありがとうございました。



ながおか たかし

長岡 隆氏

審査会事務局長、IFIAR戦略企画本部長、金融庁総合政策局審議官(国際担当)。IFIAR副議長を経て、2025年4月までIFIAR議長を務めた。2023年3月より、IFRS(国際会計基準)財団モニタリング・ボード議長。このほか、IOSCOの地域委員会その他の部会の議長等としても活動するなど、国際的な証券市場規制の分野においても重要な役職を歴任。